

平成 26 年度特定再資源化預託金等の出えん等について(案)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 98 条第 1 項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し離島対策支援事業等に要する費用として、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用として出えんできることとなっている。

1. 平成 26 年度における離島対策等支援事業に要する費用に係る特定再資源化預託金等の出えん(詳細は資料 3-6 及び資料 3-7 を参照)

平成 26 年度においては、離島対策等支援事業に要する費用として特定再資源化預託金等を指定再資源化機関に対し 152 百万円出えんする。

2. 平成 26 年度における東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に係る特定再資源化預託金等の出えん等(詳細は資料 3-8 を参照)

平成 26 年度において資金管理法人が東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に充てる特定再資源化預託金等の上限を 7 百万円とする。

以上のとおりの平成 26 年度における特定再資源化預託金等の出えん等計画について、平成 26 年 3 月開催の資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決を受けた後、上記 1. については、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。上記 2. については、必要とする特定再資源化預託金等が確定した後に経済産業大臣及び環境大臣への承認申請を行う。

なお、出えん等の原資となる特定再資源化預託金等の平成 26 年 1 月末における残高は、8,988 百万円である(別紙参照)。

以上